

産地形成促進施設（農水産物直売施設）設置に係る都市計画法第 34 条第 14 号の取扱いについて

1. 目的・趣旨

本市では、安心安全な「食」への関心が高まる中、平成 21 年 1 月に策定した「横須賀市地産地消推進アクションプラン」に基づいて総合的な地域農水産等の地産地消の取組みに対し支援を行うこととした。

農業者に対しては「横須賀農業振興地域整備計画」の農業近代化施設整備計画に農業協同組合直営の産地形成促進施設を位置付けて、既にその設置に係る支援を行っている。

近年では市民、来訪者から新たに地域の農水産物等の一体的な販売が望まれ、その消費ニーズにこたえるために、地場の農水産物等を結び付けて販売することで市民や来訪者等による地域の農水産物の消費を拡大、作付機会や規格外等の低未利用農水産物の有効活用等を促すことで、不耕作地の利用や漁獲量の向上を目指し、地産地消による本市の農水産業の振興を図るために「産地形成促進施設」として、新たに農水産物等直売施設の設置に必要な支援を実施することとした。

2. 理由・方針

(1) 当該施設の設置は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）8 条に規定する本市が定める農業振興地域整備計画に位置付けた農業近代化施設の具現化を図るものであり、また、本市が策定した「横須賀市地産地消アクションプラン」に定めた地場産農水産物の取り扱い店舗の拡大と地場産品の消費、生産量の拡大を図るもので、周辺農地並びに漁港と調和のとれた土地利用の範囲で行われるため、市街化を促進するものではないこと。

(2) 当該施設は、周辺地域の農業・漁業従事者の出荷が主であること及び一般来訪者が抱く周辺農地並びに漁港の生産等の状況や農漁業体験機会の有無などのニーズに応えるため、生産等の活動が盛んである市街化調整区域内の農用地区域・漁港地区に近接することが必要であると認められること。

したがって、当該施設は市街化調整区域内の土地利用に則したものであり、本市の農水産業政策上必要とされることから、当該施設の建築を目的とした開発行為は、法第 34 条第 14 号に該当するものとして取扱うこととする。

3. 留意事項

- (1) 当該施設は、本市の農水産業担当部局において農水産業政策上必要な施設であるものと判断されるものであり、調整が図られたものであること。
- (2) 予定建築物の最高高さは10メートル以下であること。
- (3) 周辺の環境に配慮を行う計画であること。

- ①建築物の敷地は、幅員9メートル以上の一般国道、県道又は県道に準じた道路と認められる市道等に接すること。
- ②建築物の敷地は、前項の道路に敷地外周長の概ね1／7以上接すること。
- ③当該土地利用の用に供する土地の面積は、1ヘクタール未満とすること。
- ④建築物の建ぺい率は20パーセント未満とし、かつ、延べ面積は1,000平方メートル未満とすること。
- ⑤敷地内に敷地面積の20パーセント以上の緑地を設けること。
(横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例)
- ⑥当該土地利用の用に供する土地は設置主体が所有権を有すること若しくは当該施設の耐用年数(約30年程度)と同程度に長期の賃貸借契約が締結されていること。
- ⑦関係法令に適合していること。

(施行期日)

平成22年5月6日 施行

平成26年1月27日 改正